

令和7年度 風俗営業管理者講習の開催について

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第24条第6項に規定する講習を下記のとおり開催いたします。

山形県公安委員会

開催日	営業種別	実施場所
6月5日(木)	社交飲食店、料理店	鶴岡警察署
6月19日(木)	パチンコ店、マージャン店、ゲームセンター	鶴岡警察署
7月3日(木)	社交飲食店、料理店	南陽警察署
7月10日(木)	パチンコ店、マージャン店、ゲームセンター	南陽警察署
10月2日(木)	社交飲食店	山形県産業創造支援センター
10月9日(木)	料理店	山形県産業創造支援センター
11月13日(木)	社交飲食店、料理店	村山警察署
11月20日(木)	パチンコ店、マージャン店、ゲームセンター	村山警察署

風俗営業者は、公安委員会から管理者講習の通知を受けたときは、選任された日からおおむね3年ごとに1回、管理者に講習を受けさせなければなりません。

今年度の受講対象者には、公安委員会から営業者宛てに「管理者講習通知書」を発送しますので、管理者に必ず受講させて下さい。

各講習会は、13:00～17:00までの4時間です。

講習会を受講する際に必要なものは次のとおりです。

- (1) 管理者講習通知書
- (2) 風俗営業管理者証
- (3) 手数料 2,600円(山形県収入証紙で納付)

やむを得ず講習会を欠席する場合には、講習の10日前までに営業所を管轄する警察署の生活安全課に「理由書」を提出して下さい。「理由書」を提出せずに無断で講習会を欠席した場合は、法第25条に基づき指示処分を実施します。